

第V章 考察

1 馬寮地域の変遷

馬寮官衙域内における平城宮関係の遺構が第Ⅰ～第Ⅴの5期に区分できることは第三章 2Gにおいてすでに指摘したところである。ここでは各時期の遺構にみられる配置計画とその特性* について検討を加えるとともに、各時期の絶対年代比定を試みる。その過程において、いくつかの時期がさらに2小期に細分できることを明らかにしてゆく。

A 第Ⅰ期の遺構

宮造営当初、まだ大垣や官衙建物は未完成の段階である。検出した遺構としては地割りのためのもと思われる溝 SD6980と仮設の塀 SA3680などがあるに過ぎない。

* SD6980は馬寮地域南辺で検出した東西溝である。西面中門(佐伯門) SB3600の南北中軸線(すなわち宮の中軸線)上にあり、宮内道路の一部と思われる礫敷 SX7000の下層において検出された。また、馬寮東官衙南半部の西を限る第Ⅱ期の西北溝 SD5960との切り合いでも、SD6980は古いと判断できる。断面U字形をなす素掘りの溝で、下半部には2～3層の堆積土が認められるが、上半部の埋土は同様であり、第Ⅱ期の遺構造営にあたって一気に埋め戻されたものと* 考えられる。当溝の心の座標はN13.80くらいであるが、次項で述べるように第Ⅱ期の遺構はこの溝を基線とした75尺方眼に従って造営されており、地割溝と見て誤りあるまい。

地割溝

西面大垣のすぐ内側にあって馬寮地域を南北に貫く掘立柱塀 SA3680は、柱穴の切り合い関係ではどの遺構よりも古く、第Ⅱ期の75尺方眼の計画線とは合致しない。柱間寸法も一定とは思われず、柱はすべて抜き取られている。また、西面中門に対応する部分は途切れ、以南へは* 振り分けの形で延びる(SA3590)。これらの点から、西面大垣造営中に仮設的に設けた遮閉施設であると判断した。北面大垣(SA2300)においては、大垣構築前に同位置に掘立柱塀 SA2330が存在した。この点に関しては、宮の外郭を掘立柱塀で画することは藤原宮にもあるため前代の遺制とも考えられるが、『続日本紀』和銅4年9月4日条の「宮垣未だ成らず云々」の記載にみえる宮垣を宮城大垣を指すと捉え、造営工事の進捗上の理由によって北面において臨時的措置として塀で画したものと解釈した¹⁾。SA3680を同様の仮設物とみれば、北面大垣のばあいとは違って大垣予定地をあらかじめ避けて内側に設けたことになり、臨時的措置にも別種のあり方が存したことになるが、この方が合理的であろう。

仮設の塀

第Ⅰ期の年代を直接物語る物証はない。しかし、遷都の詔(和銅元(708)年)からさほど隔らない時点におさえることができよう。

1) 『平城宮報告IX』p.83。

B 第Ⅱ期の遺構

馬寮官衙としてはじめて体裁が整った時期である。掘立柱建物6と土壙1があり、正殿・前殿と西脇殿からなる正庁ブロックを北半中央に配し、南方両脇に馬房・倉庫および馬の水洗場と思われる長大な土壙を加えた構成をなす。南半中央部は広場状の空間となる。周囲を区画する施設は検出されていない。ただし西面に関しては、仮設の塀 SA3680が一時その役を果し、* 大垣構築後には大垣自身が西限を画した。また、発掘した範囲内ではこの時期に属する井戸はない。未発掘地である西北隅部に存在した可能性も考えられようが、不確実である。

上記の遺構は、重複関係・出土遺物の点からは勿論、遺構の配置状況、柱間寸法、柱掘形などの類似性、基準尺などの面からも同一時期に属し、かつ最古の官衙遺構であると考えられる。* なお、何棟かの建物には増築の形跡が認められ、増築前をⅡa期、増築後をⅡb期と細分できるが、配置の点では変更がないようなので、まずa・b両期をまとめて取り扱うことにしたい。

i 配置計画

SB6450は馬寮地域北半中央にある正庁殿舎群中の二面廂付東西棟建物である。桁行7間、柱間も10尺等間であり、正殿とみるにふさわしい。このSB6450を東西に分ける中軸線(W44.95)および身舎南側柱筋(N236.70)を配置計画の基準線とみると、すべての遺構が一定の配置* 計画に則って、極めて整然と配置されていることが判る。

まず、先述の地割溝SD6980との関係を見てみよう。溝心(N13.80)から南北基準線までの距離は222.90m、これは1尺=0.297mとすると750.5尺になる。西面中門から同北門までの計画寸法は900尺であり、¹⁾建物配置の南北基準線は両門心間を75尺間隔で12等分した線上に乗る。また、東西基準線から西面大垣の推定心(W111~112)までの距離は66~67mで、先の基準* 尺で除すると222.22~225.58尺となり、225尺すなわち75尺×3の値に近似する。これらから、75尺方眼を配置の大枠としていることが想定できよう。

75尺方眼

では次に、他の建物がこの75尺方眼に則しているかどうか検討してみよう。東西基準線から脇殿SB6425の東側柱筋までは21.80m、これは1尺=0.297mとすると73.40尺となり、値は若干小さいが75尺と大差ない。²⁾SB6425と東側柱筋を揃えた倉庫SB6330のばあいもほぼ同様である。* 正庁殿舎群の東南方にある東廂付南北棟SB6170の東廂柱筋までは21.85m、73.57尺とやはり若干小さい値となる。南妻は基準線から55.15m、185.69尺離れているが、これは75尺×2.5の値187.5尺に近似する。東南方に遠く離れた馬房SB5956・5955の棟通りまでは22.65m、すなわち76.26尺で、やや大きい値ではあるがこれも75尺に近い。また、SB5956の振分心の位置は基準線から111.6m、375.7尺で75尺×5となる。なお、SB6425の増築前の北妻柱筋が* 基準線と合致する。

一方、前殿SB6180は上記の75尺方眼に乗らない。しかし、SB6180は西妻を正殿SB6450の西妻に揃え、しかも南側柱筋は基準線から29.50m、ほぼ100尺の位置にあり、正殿と密接な関

1) 『平城宮報告IX』p.86。

2) 75尺にするためには基準尺を1尺=0.291m以下とせねばならず無理か。

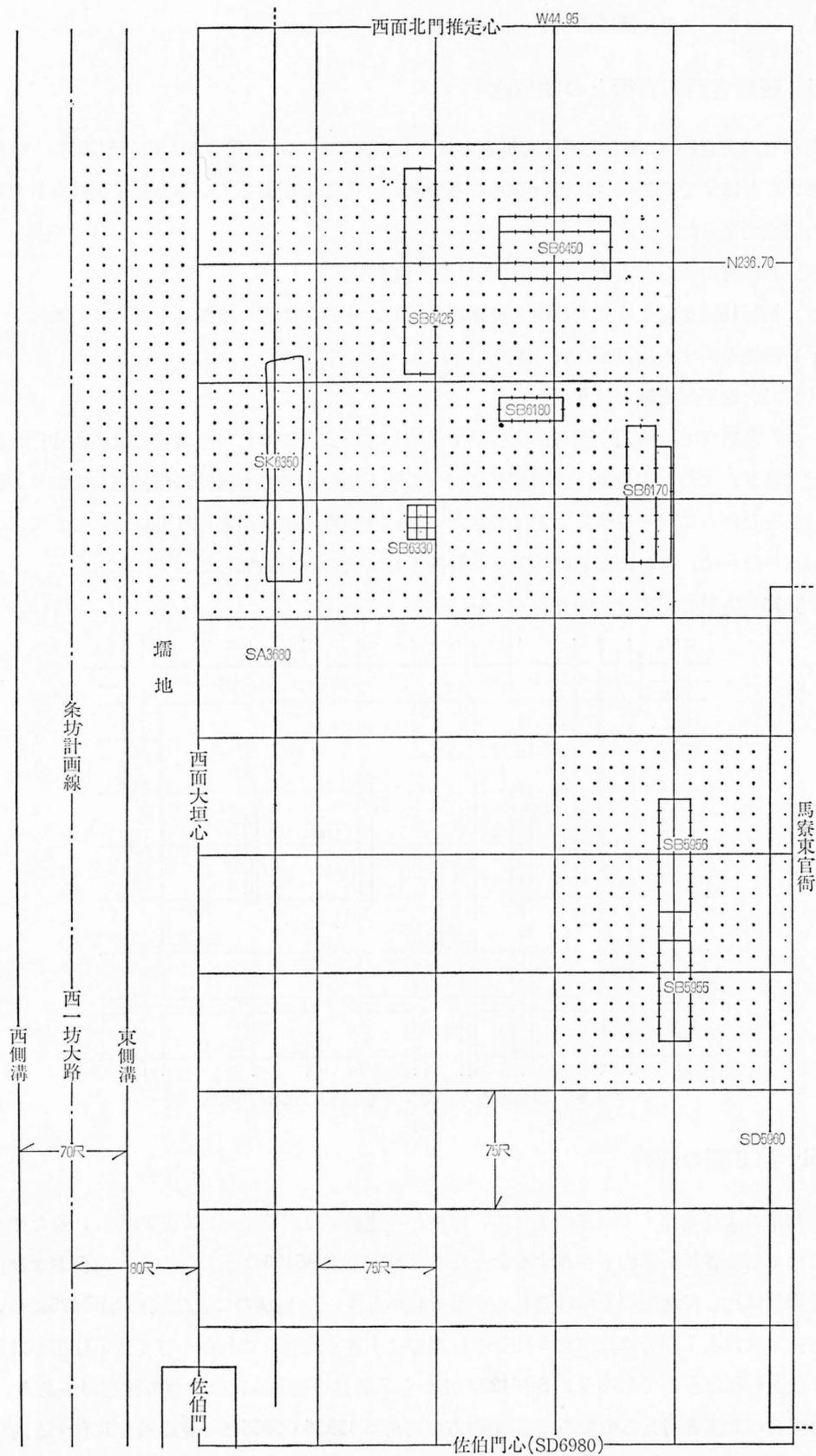


Fig. 52 第 I・II 期の遺構配置

係にある。これには別種の規制が働いているとみるべきであろう。あるいは後に建て増しされたもの、すなわちⅡb期に属する可能性も強い。

ii 藤原宮西方官衙との類似性

藤原宮西方官衙（B期）と平城宮馬寮とは、共に宮の西端に配置され、建物配置等に類似点の多いことはすでに指摘されているところである。そこで類似しているとして掲げられたのは¹⁾次の諸点であった。

- a) 共に宮の西端を占め、南北長900尺が一致する。
- b) 桁行18間を超える長大な南北棟建物を配し、その間に広い空闲地をとっている。
- c) 四至を画する施設がない（西面大垣のみ）。
- d) 長大な矩形土塋を伴う。

一方、藤原宮では西面中門と同南門間に占地しているのに対して平城宮では西面中門と同北門間であり、また東西長さは藤原宮が2倍大である等の相違点も同時に指摘されており、両者の性格をただちに同一視することはできないという慎重な態度がとられている。ここでは上の類似点のほか、さらに両者に共通する特徴として次の点を追加しておく。

- e) 75尺方眼の配置計画の存在。

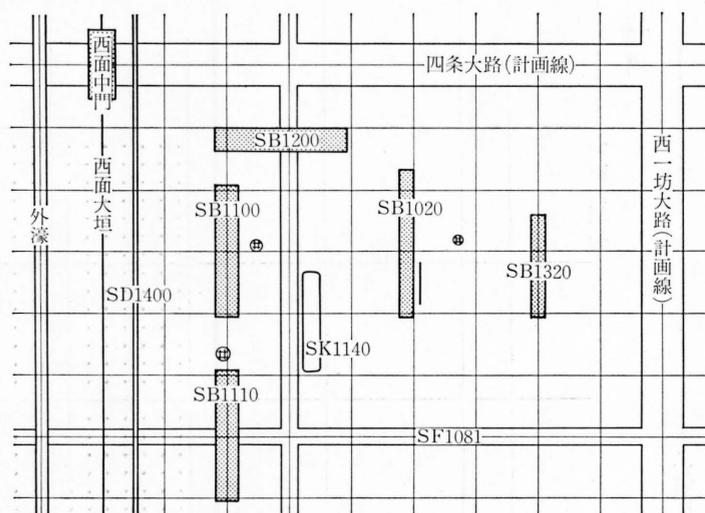


Fig. 53 藤原宮西方官衙の建物配置（方眼は75尺角）

iii 第Ⅱ期の細分

建て増し 第三章および本節 i で既述のように、何棟かの建物には増築の形跡が認められ、またやや遅れて建て増しされた建物も存在するようだ。まず正殿 SB6450のばあいには、身舎および南廂の柱掘形に比して北廂のものは著しく小型でしかも浅い。同様のことは脇殿 SB6425についても指摘でき、南7間分に比べ北6間分の柱掘形は小さく浅い。これら小さく浅い柱掘形は後に付け加えられたものであろう。SB6425の南から7間目の棟通りには大型の柱掘形があり、ここを当初の北妻と考えるのである。東南方の馬房 SB5956・5955は一見馬道を共有する同時存在の建物のように見える。しかし、棟通りは互いに一致するものの、柱間寸尺に違いがあり、

1) 『藤原宮報告Ⅱ』p. 84~86。

SB5956の方が若干短いのである。また基準尺も、SB5955が1尺=0.300mであるのに対して、SB5956のばあいには1尺=0.296mであり、SB5955が後の増補である可能性は極めて高いと言えよう。なお、75尺方眼の計画線に乗らない建物が1棟ある。前殿SB6180がそれで、遅れて建て増しされたと考えたい。

- * a・b両小期建物の部材（主として柱根）を観察してみると（Tab.17参照）、a・b期を通じて共通する要素と、両期で相違する点とがあるようだ。共通点としては、遺存する柱根の大部分が多角形（八角形が多い）に面取りしたものである点が挙げられる。これは第Ⅲ期以降には認められない特徴である。地下に埋もれた部分だけが遺存しているに過ぎないので、柱全体の形態にまで及ぼすわけにはいかないが、意図的に多面体としたものではなく単にハツリ整形しただけ
- * けで、チェーンヤリガンナ削りによって丸く整形する手順を省略したものと理解できよう。

相違点の一つとして用材の問題がある。a期とした建物のうちSB5956・6330はコウヤマキを用いる。これに対してb期の増補とみたSB6450の北廂とSB5955はヒノキを用材とする。少数の資料によって統計的な結論を導き出すべきではないが、一応の傾向はあると理解しておきたい。第1次大極殿地域においても、比較的古い時期にはコウヤマキが優勢で、ヒノキの使用はやや遅れて始まるような傾向があらわれている¹⁾。基準尺についても、限られた数値での対比は危険性があるが、第Ⅰ期・Ⅱa期が1尺=0.297mであるのに対して、Ⅱb期になると1尺=0.298mほどとなり、若干長くなっている。

用材の違い

基準尺

iv 第Ⅱ期の年代

- 第Ⅱ期の年代を決定づけるに足る遺物は得られなかったが、上限に関しては宮造営開始から
- * さほど時を経ない時点に求めることができよう。馬寮東官衙南半部の西を画する溝SD5960から和銅5（712）年と推定される木簡が出土しており、この頃には少なくとも造営は開始されたことになる。下限については第Ⅲ期の開始時期の前段をもってこれにあてざるを得ない。すなわち恭仁遷都（天平12（740）年）の時点である。ⅡaからⅡbへの移行の時期や建て増しの理由についても明らかになし得ないが、馬寮において、増築を必要とする組織上の理由やあるいは
 - * 飼馬の増加のような事態が生じたことは明らかであろう。宮内他官衙における拡充の時期を勘案すると神亀年間（724～728）頃と考えられようか。

C 第Ⅲ期の遺構

- 馬寮域北半中央に主要殿舎を建て並べてその東に脇殿風の南北棟建物を配し、その南および
- * 南半東西に馬房・倉庫を加え、中間を広場の空間にするという基本的な構成は第Ⅱ期と変わらない。ただ、東限を掘立柱塀SA5950で画したほか、微視的な配置状況はかなり変化しており、また正庁域西南方に工房を設けた。なお、第Ⅱ期の建物のうち馬房SB5955・5956はこの時期まで存続した可能性があり、大土壙SK6350は機能を変えたが残存した。

i 配置計画

1) 『平城宮報告XI』p.131の Tab. 6 参照。

北半中央に3棟の東西棟建物 SB6185・6195・6385が並列して建てられる。これらは桁行規模が等しく、両妻柱筋を揃え、しかも棟方向が東で北にやや振れるという共通した特徴をもつ。最も南に位置する SB6185が北廂を有し、柱掘形も大きいため中心建物と考える。この SB6185の身舎南側柱筋 (N199.85) を南北の基準線、また3棟の建物の西妻柱筋 (W74.20) を東西の基準線と仮定してみると、以下のような配置計画が浮び上がってくる。 *

3棟のうち北端の建物 SB6385の北側柱筋までは 35.50mあり、1尺=0.298mとすると 119.53尺となる。中央の SB6195の南側柱筋はちょうどその中間に位置する。これらの東方に配された2棟の南北棟建物 SB5951・6172は西側柱筋を揃えて建つが、東西基準線からこの柱筋までが47.20m、すなわち158.92尺を測り、2棟のうち南にある SB5951の桁行中央の間仕切柱筋までは11.65m (39.23尺) ある。また、殿舎群の西南にあって工房等の目隠しとなっている南北塀 SA6341までがやはり 11.8m (39.73尺)、官衙東限の南北塀 SA5950までの距離は60.00m (202.02尺) である。 *

40尺方眼 以上の結果を総合すると、40尺の倍数に基づいて計画がなされている。つまり40尺方眼の基本計画があったように思われる。南方に目を転じてみると、中央やや西寄りに倉庫 SB6140と南北棟建物 SB6120がある。このうち SB6120の西側柱筋まで基準線から 23.55mを測り、これは 79.29尺と40尺×2に極めて近い。東方にある倉庫 SB6140とは互いに東妻を揃える。SB6140の南には目隠塀と思われる東西塀 SA6138があるが、これは基準線から 95.50m、すなわち321.55尺の位置を占める。これは40尺×8の値と近似する。北方の中心建物群ばかりではなく、馬寮域全体が同一規格のもので造営されていることは明白であろう。 *

なお、梁行3間の南北に長い建物が2棟 (SB5951, SB6120) 存在することもこの時期の特徴である。 *

ii 部材と基準尺

多角形に面取りした柱根は SB6140の1本 (一=) だけで、ほかはすべて断面円形状である。用材としては同一建物でヒノキ・コウヤマキが混在する傾向を示し (SB6140のみすべてヒノキ)、SB6120のように広葉樹材 (ツガ2, 他は不明) を用いたものもある。SA5950の遺存する3本の柱根もコウヤマキ2, スギ1で用材に規格性がない。 *

基準尺については、遺存する柱根が少ないため確実なことは言い難い。唯一、距離をあけて柱根が遺存していた SA5950のばあいには、1尺=0.2984mの値が得られた。

iii 第Ⅲ期の年代

長方形大土塼 SK6350は第Ⅱ期末に当初の機能を失い、第Ⅲ期には西方の鍛冶工房からの塵芥捨て場となっていた。これは第Ⅳ期の建物造営に先立って一気に埋め戻されたと考えられるが、埋土の下層にある堆積土や底部近くから出土した土器は平城宮土器Ⅱ・Ⅲのものに限られる。平城宮土器Ⅲは天平勝宝2 (750) 年を中心に、天平宝字5 (761) 年より下ることはないとみられている。馬寮東官衙北端で検出された東西溝 SD6499の溝底からは天平10・11 (728・9) 年の年紀を有する木簡が出土している。第Ⅲ期の年代は天平後半代から天平勝宝・宝字年間頃に置くことができよう。 *

- 遺構から見たばあい、
第Ⅱ期から第Ⅲ期への転換はかなり大規模なものであり、宮の大改作の一環と捉えるのが妥当であろう。天平後半代でこの状況に合致するのは恭仁宮からの還都に伴う造営である。還都が行なわれたのは天平17(745)年のことであった。先に馬寮東官衙西面築地には軒瓦6296A—6691Aの組合せが使用されていたと考えた。これらの軒瓦は恭仁宮と密接に結びついており、還都直後の造営にふさわしい。馬寮においても同時に新たな造営が行なわれたであろう。

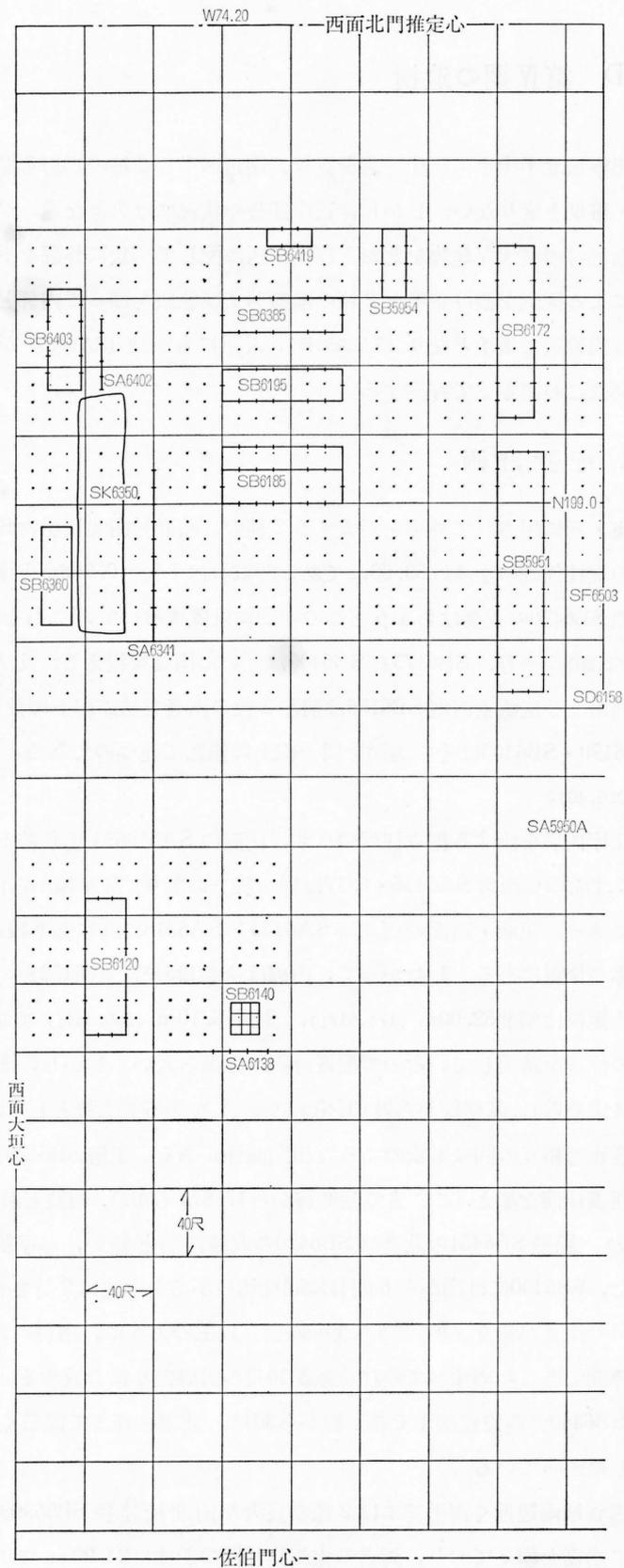


Fig. 54 第Ⅲ期の遺構配置

D 第Ⅳ期の遺構

馬寮城北半中央に正庁一郭を置き、南辺西半に2棟の馬房を並列する。この基本構成は第Ⅱ・Ⅲ期と変りない。しかし、正庁部分の状況には大きな違いが生じた。最も大きな変化は、二面廂付の長大な建物を北および東・西に配して口状に外郭を形成、その内側にさらに掘立柱塀による区画を設け正殿と2棟の前殿および脇殿を囲って内郭とした点である。また、東限の塀は同位置で築地となり (SA5950B)、北限にも築地 (SA6475) が構築された。なお、井戸SE6166はこの時期まで存続する。

i 配置計画

東・西に配されて外郭を形成する2棟の二面廂付南北棟建物SB6175とSB6400それぞれの内側の廂柱筋間の距離は53.60mである。これは1尺=0.298mとすると179.9尺(≒180尺)になる。正殿SB6420の東妻はちょうどこの中間に位置するので、これを東西方向の基準線とみなす(W61.30)。一方、SB6175とSB6400は互いに南妻を揃える。しかも、前殿南棟SB6190の南側柱筋および区画東西塀SB6186は前記2棟の南妻を結ぶ線上に乗る。つまり、SB6175・SA6186・SB6190・SB6400はその南面を同一線上に揃えて建つのである。これを南北の基準線とみる(N216.40)。

正庁内郭を画する掘立柱塀のうち、南面のSA6186が基準線上に位置することは既に指摘した。北面の東西塀SA6456・6317は同一線上にあり、基準線からは北へ37.10m (N253.50) の位置にある。東面・西面の南北塀SA6455とSA6318は共に基準線から22.70m (76.23尺) 離れ、対称の位置にある。したがって、内郭は南北125尺、東西152尺の大きさになる。なお、外郭の外法規模は南北52.00m (174.61尺)、東西76.10m (255.54尺) である。東面築地SA5950Bは前代の位置を踏襲しているので配置計画には則らない。しかし、北面築地の推定心はN278くらいに求められ、基準線からは61.6m (205尺) を測る。大枠として90尺方眼の計画があるようだ。

90尺方眼

各建物相互の間にも次のような相関関係がある。正殿SB6420と2棟の前殿SB6190・6381とは西妻柱筋を揃え、ここまで基準線から17.8m (60尺)、前殿どおしは東妻も揃える(基準線から10尺)。脇殿SB6451の北妻はSB6420の北側柱筋と揃い、基準線から32.7m (110尺) である。また、SB6400には南から6間目に間仕切柱があり南北に2分されるが、この間仕切柱筋とSB6451の南妻が揃う(基準線から北へ60尺)。以上のように、内郭においては、建物の桁行柱間が10尺等間であるためすべての柱位置が10尺の方眼割りに合致する。なお、内郭のすぐ南にある倉庫SB6340の西側柱筋まで基準線から30尺、北妻柱筋まで同じく40尺を測り、これも同じ規格にしたがっている。

馬寮城南辺近く西半部には2棟の長大な南北棟建物SB3690とSB6100がある。これらは互いに南妻を揃えており、両者の東側柱筋間の距離は24.20m (80尺) である。このうち西側のSB3690の東側柱筋は基準線から西26.7m (90尺) の位置にあり、北方の二面廂付建物SB6400の東廂柱筋とぴったり合致する。またSB3690の振分心は基準線から160m、540尺、すなわち90尺×6の位置にあたる。これら2棟にも正庁一郭の配置計画が及んでいるものと考えられる。

なお、南北基準線からこのSB3690の北妻までの距離*は139.1m(475尺)で10尺の倍数とはならない。

ii 基準尺

- * 先述のように、第IV期の遺構配置計画は大枠として90方眼の規格があったようだ。これは1尺=0.298mとみるとうまく合致する。
- * また、柱根が遺存するばあいは極めて少ないが、SB3690ではやはり1尺=0.298m強である。

128頁に復原図をのせてある。

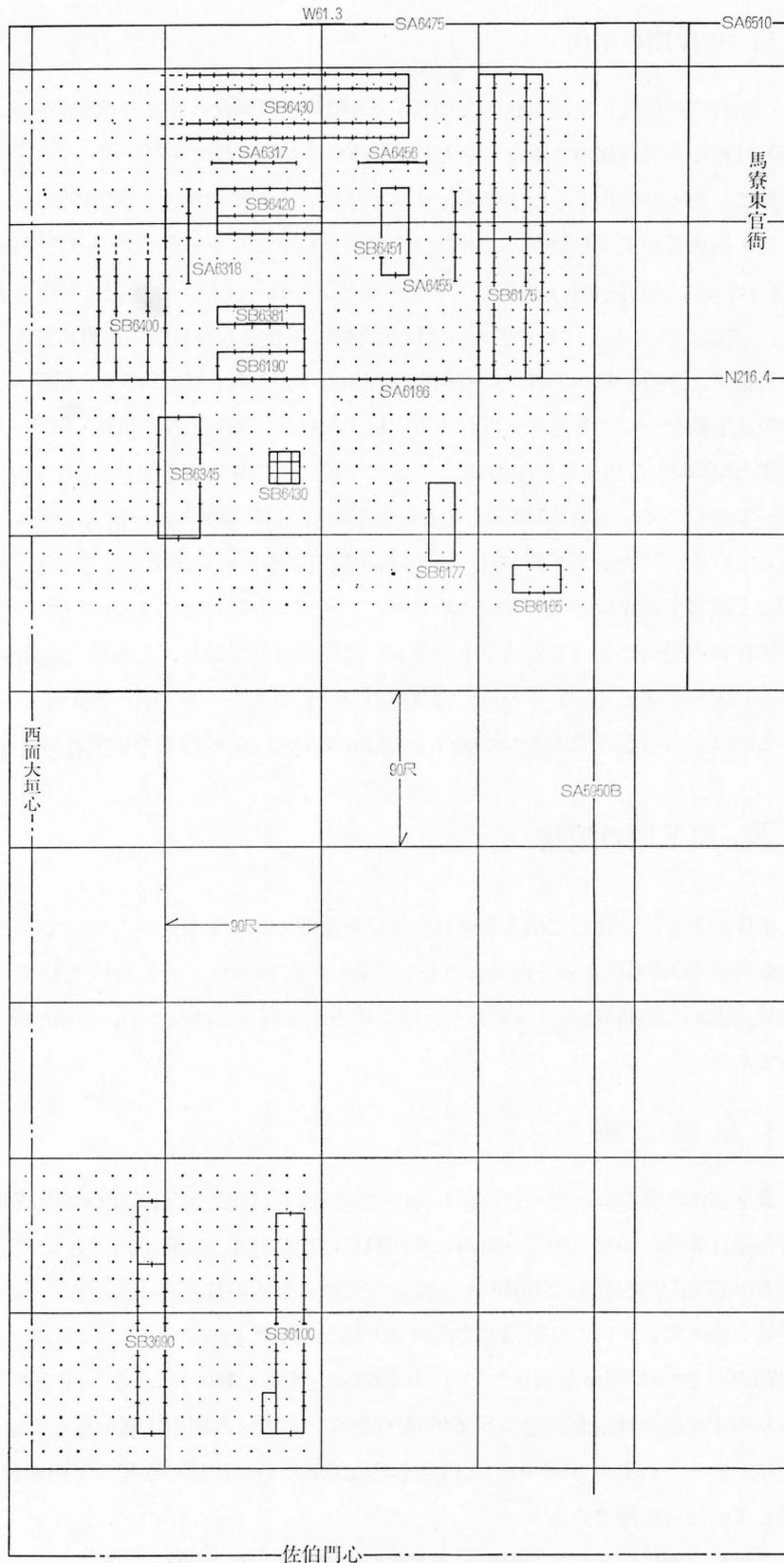


Fig. 55 第IV期の遺構配置

iii 第IV期の年代

この時期の年代を決める良好な資料がSK6397・6166など多くの遺構から出土している。SK6397は正庁外郭西部の二面廂付南北棟SB6400の東廂南端の柱穴を切って掘られた小さな円形土壇で、埋土から出土した土師器はすべて平城宮土器Vに属す。SE6166からは少量ながら土師器・須恵器が出土したが、これらは平城宮土器Vよりやや年代が下り、長岡宮出土土器（すなわち平城宮土器VIと併行）に近いと考えられる。中に「主馬」の墨書を有する土師器杯があるが、「主馬」は天応元（781）年から大同元（806）年まで存在した主馬寮に相当すると考えられ、土器編年と矛盾しない。井戸の廃絶を第IV期の下限とみれば、780年代前半、すなわち平城宮の廃絶と軌を一にすると考えられよう。以上のほか、築地SA5950B・6475・6150の雨落溝や暗渠SX6505から出土した土器は、一部に平城宮土器II・IIIも混じるが、ほとんど平城宮土器IV～Vのもので、築地SA6150を切るC字形の溝SD6155からは平城宮土器V～VIの土器が出土している。また、SB6430の柱掘形から平城宮土器IV～Vが出土している。以上から、第IV期は平城宮土器IV段階の後半頃に始まり、V～VIへの移行期頃まで続いたと考えられる。

第IV期の遺構はすべて整地土上面において検出されており、大規模な改修を経たものと思われる。天平宝字元（757）年の「大宮改修」、天平宝字4～6（760～762）年の「平城宮改作」、あるいは左右馬寮の主馬寮への統合（宝亀10(779)年以前）の時期のいずれかに相当しよう。

E 第V期の遺構

第IV期までは一貫して南北900尺の地域を全体として1官衙が占有していたが、この時期には東西溝SD5961によって南北に二分し、2つの官衙ブロックを設けている。SD5961は旧馬寮城南限から約485尺の位置にあり、南半の方が広いことになるが、遺構は北半に比してまばらである。

i 配置計画

北半部 北半部中央付近に、東・西に振り分けて東西両廂付南北棟SB6173・6401を配する。ともに身舎梁行2間、10尺等間で、東西に柱間11尺の廂が付く。桁行も両者とも7間であるが、柱間はSB6173が9尺等間、SB6401が8尺等間であるため桁行総長は異なる。しかし、両者は北妻柱筋を揃えており、これを南北方向の基準線とみることができる（N233.20）。北限の築地SA6475の心まで44.95mを測り、1尺=0.2997mとすると150尺になる。東方のSB6173はやや小振りの東西両廂付南北棟建物SB6460を伴なう。両者は西廂の柱筋を揃えており、間隔は6.0m（20尺）ある。西方のSB6401の北側は未発掘であるが、同様に小型の二面廂付南北棟建物が付随していた可能性はあろう。

これら東西に配された二面廂付南北棟の中間に東西棟SB6386がある。この建物は桁行6間、10尺等間であるが、梁行は2間しかなく、しかも柱掘形が小型であるうえ棟方向が若干振れるため、正殿相当建物とは考え難い。しかしながら、このSB6386の東西両妻は東西にある二面廂建物から等距離にある。つまりSB6386の中心は建物群の東西中軸線上に乗るのである。こ

のSB6386の北方には2棟の小型の東西棟 SB6469・9552が配されている。SB6469の西妻はSB6386の東妻と、また SB9552の西妻はSB6386の西妻と揃う。しかもこれら2棟の南側柱筋は互いに一致し、南方東西にあるSB6173・6401の北妻柱筋から30.00m (100尺) の位置にあたる。なお、SB6386とSB6469はともに梁行2間の東西に細長い建物で、各々東側3間分と2間分には棟通りに柱が立つという共通の特徴をもつ。

中央から南寄りは何らの遺構もない空地で、南辺を画する東西溝 SB5961の北側には、中心からやや西に寄って1棟の南北棟建物 SB5945が建つのみである。このSB5945は東面に広廂を有する身舎4間×2間の建物だが、身舎棟通りが北方のSB6386・9552の西妻柱筋の延長線上に乗り、北方建物群と同一の規格下にあると言えよう。

* 南半部では、東北方に寄って2棟の建物 SB6130・6141がある。SB6130は北面に広廂を有する身舎5間×2間の東西棟建物、SB6141はその西南にある5間×2間の南北棟建物である。両者は共に方位が北で東へ2°強振れており、配置状況からSB6130が正殿、SB6141が脇殿の関係にあると考えられよう。SB6130の西妻は北半部建物群の東西中軸線から東へ15.00mの位置にあるが、振れを考慮すると配置計画における一致点は見出し難い。北半部とは別個の官衙とみなした所以の一つはここにある。なお、6141はSB6130から南へ3.6m (12尺)、西へ5.4m (17尺) 離れている。

南半部

ii 第V期の年代

SB6401の柱掘形から平城宮土器VI・VIIの土器が出土しているほか、SE7110・SK6155から奈良時代中頃の土器に混じって同VIIまでの土器が出土している。第V期は平城上皇の還都によって造営されたものと考えられよう。建築構造上からも、広廂付の建物が多いことから平安時代に入っていることが窺える。また、基準尺も1尺=0.300mと長い。

北半部に関しては、第IV期までの建物配置と基本的な変化は認められず、規模は縮小しているものの馬寮的な性格の官衙であると考えられる。

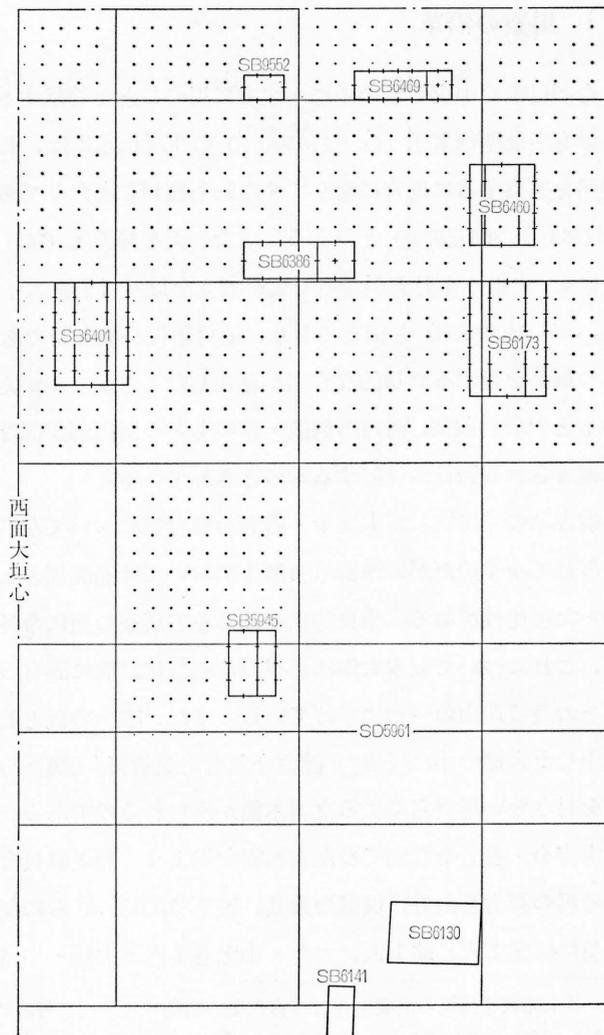


Fig 56 第V期北半部の遺構配置